

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱

農林水産事務次官依命通知
制 定 平成28年1月20日付け27生畜第1574号
最終改正 令和3年2月1日付け2生畜第1748号

第1 趣旨

我が国の畜産・酪農は、TPP11協定、日EU経済連携協定及び日米貿易協定の発効に続き、地域的な包括的経済連携協定（RCEP協定）について15カ国で署名が行われるなど、新たな国際環境の下で収益力や生産基盤の強化を図っていく必要がある。

一方、TPP等の効果を最大限に発揮するために改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定）においては、農林水産業の体質強化対策の一つとして「畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進」が位置付けられ、その中で「畜産クラスター事業による中小・家族経営や経営継承の支援などの拡充」を図るとともに、「肉用牛・酪農経営の増頭・増産を図る生産基盤の強化を推進する」こととされた。

本事業では、改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」に即して畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトを推進していくため、畜産農家を始めとする関係者が連携する畜産クラスターの仕組みの活用等により、生産コストの削減、規模拡大、外部支援組織の活用、経営基盤継承の推進、肉用牛及び乳用牛の増頭の奨励、優良な乳用後継牛の確保、畜産環境対策の推進等、地域一体となって行う取組を支援する。

第2 定義

本事業における用語の定義については、次のとおりとする。

1 畜産クラスター協議会

地域の関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益性の向上を図るため、畜産を営む者、地方公共団体、外部支援組織（コントラクター、TMRセンター、キャトルステーション等）、畜産関連事業者（乳業者、食肉加工業者等）、農業者の組織する団体その他の関係者が参画し設立する協議会であって、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める要件を満たすものをいう。

2 畜産クラスター計画

畜産クラスター協議会が定める地域一体となって畜産の収益性の向上を図るための計画であって、都道府県知事（複数の都道府県に係る地域における計画にあつては、それぞれの都道府県知事）により生産局長が別に定める基準を全て満たすものとして認定されたもの（既に認定を受けた畜産クラスター計画を改正し、当該改正に係る都道府県知事の認定を受けたものを含む。）をいう。

3 中心的な経営体

畜産クラスター計画を実現するために、畜産クラスター協議会が定める次の全ての要件を満たす畜産を営む者又は飼料生産組織をいう。

- (1) 自らの経営における収益力向上に取り組むこと。
- (2) 率先して畜産クラスター計画に定められた取組を実践すること。
- (3) 地域へ貢献する意思を有し、当該地域や他の畜産関係者との連携を図ること。
- (4) 将来にわたり、経営が安定的に継続することが見込まれること。

4 基金管理団体

基金を管理するための団体を決定するために生産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体をいう。

5 公募選定団体

事業を実施するための団体を決定するために生産局長又は基金管理団体が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体をいう。

第3 事業の実施方針

本事業においては、地域の畜産関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益性の向上を図る畜産クラスターの仕組みを活用し、畜産クラスター計画の実現を通じて、攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）に資する取組を支援することを旨とするものとする。

また、本事業において畜産クラスター協議会の設立や運営の主体となる者は、特定の団体や事業者に限ることなく、畜産クラスター事業の主旨に沿って適切に事務を行うことができる者が事務局を担うものとする。協議会の設立、協議会内の連携、クラスター計画の策定等は、協議会の抱える課題の解決や目的達成のため、合理的な根拠に基づき行うこととし、所属する団体その他の理由により、特定の者に対して公平性を欠く取扱いをしてはならない。

さらに、畜産クラスター協議会は、畜産クラスター計画の実現に向けて、協議会内に家畜の飼養管理技術や繁殖管理技術等の技術的なサポート体制を構築するよう努めるものとする。

このため、畜産クラスター協議会に対する支援は、畜産クラスター計画の実現のために協議会が抱える課題や行動計画の内容、収益向上の効果等を踏まえた優先順位に基づいて行うものとする。

第4 事業の内容等

本事業は、次に掲げるものにより構成されるものとし、それぞれの事業内容、事業実施主体及びその補助率については、別表のとおりとする。

なお、国産チーズ等の競争力強化等のために実施する事業については、別途、生産局長が定めるところにより、1の事業において実施するものとする。

本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

- (1) 施設整備事業
- (2) 機械導入事業
- (3) 調査・実証・推進事業
 - ア 実証支援事業
 - イ 全国推進事業
- (4) 畜産経営基盤継承支援事業
- (5) 生産基盤拡大加速化事業（肉用牛）
- (6) 生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）

2 畜産・酪農生産力強化対策事業

- (1) 酪農経営改善対策事業
- (2) 繁殖性等向上対策事業
- (3) 養豚競争力強化対策事業

- (4) 家畜生産性向上対策事業
- 3 畜産経営体質強化資金対策事業
- 4 畜産環境対策総合支援事業
 - (1) 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業
 - (2) 畜産・土づくり施設等導入支援事業
 - (3) 畜産環境対策推進体制支援事業
 - (4) 畜産環境関連施設等導入支援事業

第5 事業の実施及び評価

- 1 本事業に係る細目及び具体的な手続等は、第4の1から4までに掲げる事業ごとに、生産局長が別に定めるところによる。
- 2 目標年度及び成果目標並びに事業評価
本事業の事業実施主体は、第4の1から4までに掲げる事業ごとに生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画における目標年度及び成果目標の設定、当該成果目標の達成状況の評価等、適切な事業評価を行うものとする。
- 3 事業費の低減
本事業の実施に当たっては、過剰とみられるような施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。
- 4 費用対効果分析
第4の1の(1)、(4)、4の(2)及び(4)に掲げる事業に係る事業実施主体は、事業実施計画の作成に当たり、生産局長が別に定めるところにより費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分に検討するものとする。

第6 業務方法書

基金管理団体は、事業実施主体等に対して、本事業に係る補助金等の交付等を行うときは、生産局長が別に定めるところにより業務方法書を作成し、生産局長の承認を受けなければならない。

第7 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本事業の実施状況等について、生産局長が別に定めるところにより、基金管理団体（事業実施主体が基金管理団体である場合及び第11の規定による補助に係る事業にあつては国）に報告するものとする。

第8 事業評価の報告

事業実施主体は、第4の1から4までに掲げるそれぞれの事業ごとに、生産局長が別に定めるところにより本事業の事業評価を取りまとめ、報告するものとする。

第9 推進指導体制等

- 1 生産局長は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金等に関する基準」という。）の3及び4に基づき本事業の運営が各基準に適合するよう指導及び監督を行うとともに、これらに従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都道府県にあつては当該都道府県を所管する地方農政局長をいう。以下同じ。）は、第4の1の(1)、(2)、(3)のア及び(4)、

掲げる事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、必要に応じて都道府県知事に対し必要な助言及び指導を行うものとする。

- 3 都道府県知事は、第4の1の(1)、(2)、(3)のア及び(4)に掲げる事業の効果的な運営を図るため、畜産クラスター協議会、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本事業の実施についての推進指導に当たるものとする。
- 4 生産局長及び地方農政局長等は、本事業の効率的な執行を図るため、必要に応じて事業実施主体等に対し必要な助言及び指導を行うものとする。

第10 基金管理団体を通じて行う助成措置

- 1 国は、予算の範囲内において、基金管理団体に対し、第4の1から3までに掲げる事業に必要な経費について補助するものとし、基金管理団体は、これを受け、畜産・酪農収益力強化総合対策基金（以下「基金」という。）を造成するものとする。
- 2 基金の管理等
 - (1) 基金管理団体は、国から本事業に必要なものとして交付される補助金の全額を基金造成に充てるものとする。
 - (2) 基金管理団体は、(1)により交付され、造成された基金を、他の事業に係る資金と区分して経理するものとする。
 - (3) 基金管理団体は、次の方法により、基金を運用するものとする。
 - ア 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得等
 - イ 金融機関への預金
 - ウ 信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（ただし、元本保証のあるものに限る。）
 - (4) 基金管理団体は、生産局長が別に定める補助対象以外の経費に基金を使用してはならない。
 - (5) 基金の管理及び本事業の実施に当たり発生する事務費については、生産局長が別に定める範囲において、基金の中から支弁することができるものとする。
 - (6) 基金の管理から生じた果実は、基金に繰り入れるものとする。
 - (7) 基金管理団体は、本事業に係る補助金等の返納があった場合には、その返納額を基金に繰り入れるものとする。
- 3 基金管理団体は、毎事業年度ごとに、生産局長が別に定めるところにより、基金の管理状況及び補助金等の交付に係る事業の実績について、生産局長に報告するものとする。
- 4 基金管理団体は、本事業を完了し、又は中止した場合には、速やかに事業資金の精算を行い、生産局長が別に定めるところにより、その結果を国に報告するものとする。
- 5 国は、本事業が完了したとき又は基金管理団体がこの要綱に基づく事業を行わなくなった場合において、基金に残額がある場合には、基金管理団体に対して当該残額を返還するよう命ずるものとする。
- 6 国は、本事業が完了する前であっても、本事業に基金等に関する基準の3の(4)のアを準用し、使用見込みの低い基金保有額があるときは、これを国庫に納付させることができるものとする。

第11 国が都道府県を通じて行う助成措置

国は、予算の範囲内において、第4の1の(1)、(4)及び4の事業の実施に

要する経費に充てるため、補助事業者である都道府県知事に対し、補助金を交付することができる。

第12 他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

1 家畜共済等の積極的な活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、本事業の参加者は農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入に努めるものとする。

2 協議会及び取組主体は、作業安全対策に係る自らの取組状況の把握などにより、農作業従事者の安全の確保に努めるものとする。

3 環境と調和のとれた農業生産活動

事業実施主体は、GAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実施している場合を除いては、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、本事業の参加者から、点検シートの提出を受けることなどにより、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

第13 その他

本事業の実施について必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月20日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年5月18日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年10月11日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年11月29日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成30年2月1日から施行する。

2 この通知による改正前の畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱の規定に基づき、平成28年熊本地震により被災した地域に係る特例を適用して実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

1 この改正は、平成31年2月7日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年2月20日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年2月1日から施行する。

別表（第4関係）

事業内容	事業実施主体	補助率
1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (1) 施設整備事業 中心的な経営体等の施設整備等に対し補助を行う事業	畜産クラスター協議会	1/2以内
(2) 機械導入事業 中心的な経営体が機械装置を導入する場合に、畜産クラスター協議会又はリース事業者に対し当該機械装置の取得に必要な費用の一部について補助を行う事業	基金管理団体又は公募選定団体	定額 1/2以内
(3) 調査・実証・推進事業 ア 実証支援事業 収益力の向上のための新たな取組の成果の実証等を実施する事業	畜産クラスター協議会	定額
イ 全国推進事業 畜産クラスターによる取組の全国的な推進を図るため、推進会議の開催、優良事例の調査、畜産クラスターコーディネーターの養成、畜産クラスター普及推進活動等の取組を支援する事業	基金管理団体	定額
(4) 畜産経営基盤継承支援事業 後継者不在経営体の経営資源等を経営継承者に円滑に継承するため、権利調整等の取組を実施する事業	畜産クラスター協議会	定額 1/2以内
(5) 生産基盤拡大加速化事業（肉用牛） 和牛肉の輸出拡大を図るため、肉用牛の繁殖雌牛を増頭する取組に対して増頭奨励金を交付する事業	公募選定団体	定額 24.6万円/頭以内 17.5万円/頭以内 （繁殖雌牛の飼養頭数が期首時点で50頭以上の経営体

		の場合)
(6) 生産基盤拡大加速化事業(乳用牛) 都府県酪農の生産基盤を強化するため、乳用後継牛を増頭する取組に対して増頭奨励金を交付する事業	公募選定団体	定額 27.5万円/頭以内
2 畜産・酪農生産力強化対策事業		
(1) 酪農経営改善対策事業 酪農経営における性判別精液・受精卵を活用した優良な乳用種後継雌牛の確保等の取組を支援する事業	公募選定団体	定額 1/2以内
(2) 繁殖性等向上対策事業 肉用牛経営及び酪農経営における代謝の状況等を把握するための血液検査や早期妊娠診断を行うための超音波診断等の新たな畜産技術を活用した繁殖性の向上等を図る取組を支援する事業	公募選定団体	定額 1/2以内
(3) 養豚競争力強化対策事業 種豚生産経営等における飼料の利用性及び肉質を測定するための機器、飼養衛生管理の高度化を図るための機器並びに凍結精液の製造に必要な機器の導入等の取組を支援する事業	公募選定団体	定額 1/2以内
(4) 家畜生産性向上対策事業 家畜の遺伝的能力を最大限に発揮させるための家畜の生産性データ等の収集・分析、技術指導、現地講習会等の取組を支援する事業	基金管理団体	定額
3 畜産経営体質強化資金対策事業 意欲ある畜産経営体の既往負債の償還負担を軽減するため、長期・低利の資金に一括借換えする措置等により支援を行う事業	基金管理団体	定額

4 畜産環境対策総合支援事業		
(1) 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業 耕種農家における堆肥・液肥ニーズの把握や生産方法の検討、広域流通や海外輸出等の促進を図るための協議会の開催、堆肥の成分分析、堆肥ペレット装置等の導入等を支援する事業	畜産クラスター協議会等	定額 1/2以内
(2) 畜産・土づくり施設等導入支援事業 堆肥等の高品質化、ペレット化等を行うための施設整備等を支援する事業	畜産クラスター協議会等	1/2以内
(3) 畜産環境対策推進体制支援事業 地域の関係者等と連携し、高度な畜産環境対策の実施方法の検討等を行うための協議会の開催や、畜産経営に由来する臭気の測定、排水の水質検査等の取組を支援する事業	畜産クラスター協議会等	定額
(4) 畜産環境関連施設等導入支援事業 高度な畜産環境対策を実施するための施設整備等を支援する事業	畜産クラスター協議会等	1/2以内